

経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
豊中支援学校	「プロジェクターの購入（333,960円）」については、備品購入費で支出すべきところ、需用費として支出されていた。 <table><tr><td>商品名</td><td>数量</td><td>単価</td><td>金額</td><td>支払日</td></tr><tr><td>プロジェクター</td><td>2</td><td>166,980円</td><td>333,960円</td><td>令和6年3月29日</td></tr></table>	商品名	数量	単価	金額	支払日	プロジェクター	2	166,980円	333,960円	令和6年3月29日	検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【大阪府財務規則】 （物品の分類） 第73条 物品の分類は、次の各号に掲げるとおりとし、その意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）備品 性質又は形状が変わることなく、原形のまま比較的長期間にわたって使用又は保存に耐えて財産的価値のあるもの（第3号から第5号までに定める物を除く。）をいう。 （2）消耗品 比較的短期間に消耗され、その品質又は形状が変るもの（次号から第6号までに定める物を除く。）をいう。 2 物品の細分類は、知事が別に定める。 【大阪府財務規則の運用】 第73条関係 1 規則第73条第2項の「知事が別に定める」細分類は、次のとおりとする。 （1） 備品及び消耗品は、別添の物品例示表（略）によるものとする。この場合、備品の品名の前に◎を附していない物品については、取得価格が10万円未満のものは消耗品とする。 なお、物品例示表に記載されていない物品については、耐用年数が3年以上のもので取得価格（取得価格がないとき又は不明のときは、見積価格）が10万円以上のものを備品とする。
商品名	数量	単価	金額	支払日								
プロジェクター	2	166,980円	333,960円	令和6年3月29日								
措置の内容												
検出事項の原因は、担当者が備品購入費で執行すべきとの理解が不足していたことと、経費支出の起案が回議された時のチェックが不十分であったことによる。 再発防止に向けて、関係職員において、経費支出の手続を適切に実施するように周知徹底するとともに、経費支出の起案が回議された時は、複数の職員で確認するようチェック体制を強化した。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。												

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年10月1日から令和7年1月31日まで）